

よしたか じよすい
黒田官兵衛(孝高・如水)と杵築

2014年のNHK大河ドラマが「軍師官兵衛」に決まりました。官兵衛は中津城を作った人です。この発表に一番喜ばれたのは、中津市の「豊前國中津黒田武士顕彰会」の皆さんだと思います。官兵衛に関する講演会や「あ！官兵衛」などのキャラクターを製作して、大河ドラマの誘致活動を続けてこられていました。

杵築も、黒田官兵衛といささか関係があります。杵築の歴史をたどると、1250(建長2)年に、大友親重が八坂郷木付庄に封ぜられ、木付氏を名乗ります。それから343年間この地を治めますが、1593(文禄2)年、18代木付鎮直の代で、木付氏が滅びます。あの有名な関ヶ原の戦いがあった1600(慶長5)年、杵築(当時は「木付」)は細川忠興が所有していました。豊後の国のうち、東軍に属していたのは木付城ただ一つでした。

再興を目指して、西軍についた木付氏の同族・大友義統(大友宗麟の子)は、毛利輝元の支援を受けて木付城に攻めかかりました。

既に官兵衛は隠居して、息子の黒田長政が中津城主となっていました。長政は豊臣恩顧の大名を多く東軍に引き込み、黒田軍の主力を率いて関ヶ原の戦いに参戦。家康に同行し関ヶ原で武功を挙げました。

中津に帰国していた官兵衛は、中津城の金蔵を開いて領内の農民などに支度金を与え、九州・四国・中国地方からも聞き及んで集まった7千人ほどで速成軍を作り上げ、大友軍に攻められる木付城の救援に駆けつけました。

官兵衛は船で大内の草場に上陸。この時、船をつないだ巨石は、官兵衛の通名にちなみ、後に「孝高石(こうこういし)」と呼ばれるようになり、ここにかかる橋を「孝高橋(こうこうばし)」とって、今でも地域の皆さんに使われています。

その後、木付城を救った官兵衛は、大友軍と今の別府市石垣原で激突。これにも勝利しています。

杵築にとって、「軍師官兵衛」は恩人です。このようなエピソードが、ドラマのワンシーンにも使われたり、ロケなどが行われるとうれしいのですが…。

なお、「孝高石」「孝高橋」については、杵築市誌(旧版)に詳しく書かれています。ぜひご一読ください。

Info File 03 ●問い合わせ
杵築市役所税務課
TEL0978-62-3131

差押財産の公売会を開催します！

市税等の滞納者から差し押さえた物品の公売会を実施します。公売会とは、差し押さえた動産などの財産を「入札」により売却し、滞納している市税等へ充てるものです。

入札期間・・・11月8日(木)～9日(金)／9時～17時まで

公売場所・・・本庁舎1階玄関

公売方法・・・期間入札:公売されている物品の中から欲しい物品があれば、それぞれ希望する価格を「入札書」に記入して、会場にある入札箱に投函します。

一つの物品に対して、入札書を投函できるのは1度だけです。入札期間が終了後、入札箱を開き(開札)、その中で、一番高額で申し込んだ人に売却されます。

開札・・・11月12日(月)9時から順次開札していきます。

※最高価格で申し込んだ人に、電話でお知らせします。

物品の引き渡し・・・代金納期限までに、代金・印鑑・身分を確認できるもの(運転免許証など)を持って、税務課窓口までお越しください。直接お渡しします。

代金納期限・・・11月14日(水)17時まで

公売予定物品・・・花器、置物、絵画、ふとん乾燥機など約9点

注意事項・・・公売前に滞納者が税金を完納した場合、物品は返却され、公売中止となります。公売される物品は、代金納付時の状態で引き渡します。

問い合わせ・・・税務課(☎0978-62-3131)収納係

Info File 04 ●問い合わせ
杵築市役所税務課
TEL0978-62-3131

各種税務証明の申請時に本人確認を行います

各種税務証明書の申請の際に、運転免許証や健康保険証などで、申請者の本人確認を行うことになりました。

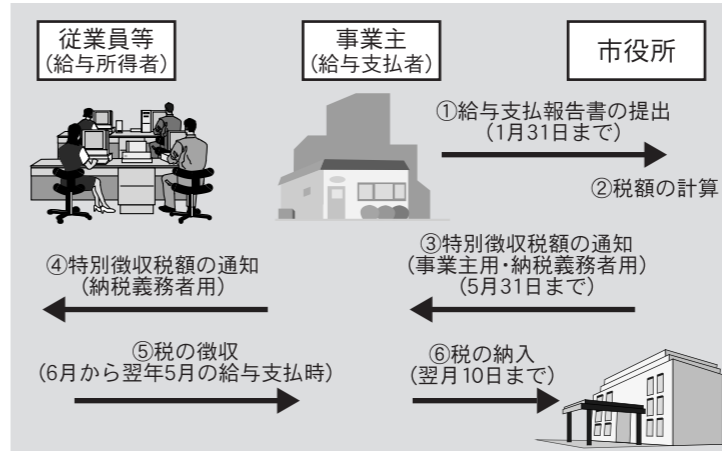
第三者による虚偽の申請を防ぎ、納税義務者の個人情報を守るために、ご理解ご協力をお願いします。

【身分証明書の例(いずれか1点)】

運転免許証、健康保険証、年金手帳など官公署が発行した身分証明書

問い合わせ・・・税務課(☎0978-62-3131)管理係

▼個人住民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



県内全市町村と大分県では、給与所得者の利便性の向上と、課税・徴収の公平性を確保するため、特別徴収の推進に取り組んでいます。

まだ給与所得にかかると個人住民税の特別徴収を実施されていない事業主は、特別徴収に切り替えていただきますようお願いいたします。

個人住民税の特別徴収をお願いします

事業主の皆さんへ

問い合わせは：税務課(☎0978-62-3131)

給与からの特別徴収とは？

●特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員(給与所得者)に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を天引きして納入していただく制度です。

●所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法律条例により、個人住民税の特別徴収を行う義務があります。

よくある問い合わせ

「特別徴収に切り替えたなら、どうなるのですか？」

▼個人住民税は、前年中の所得に対して

課税されますので、事業主は所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。

普通徴収の納期は、原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回ですので、従業員が1回あたりの負担納税額が軽くなります。なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。

「新たに特別徴収により納税するには、どうしたらよいのですか？」

▼毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書(総括表)に「特別徴収へ切替希望」と記入していたら、報告人員欄に特別徴収する該当人数を併記して税務課に提出してください。その年の5月中旬に、税務課から特別徴収額を通知します。

▼このほか、年の途中で退職者・採用者が出た場合でも、簡単に手続きいただけるようになっているので便利です。詳しくはお問い合わせください。

11月と12月は、『滞納整理強化月間』

市税は、福祉や教育・道路整備をはじめ市民の皆さんが安心して生活できる環境づくりのための重要な財源です。充実した行政サービスが行われるよう市税の納期限内納付にご協力をお願いします。

決められた納期限までに市税を納めないでいると滞納処分を受けることになります。税負担の公平性を確保するため、悪質な滞納者には、差押えなどの滞納処分を強化していきます。

滞納市税を「掃」します

【口座振替が安心です】

口座振替をすると自動的に納付されますので納め忘れがありません。申込み手続きは、各金融機関・税務課窓口へ①預貯金通帳②金融機関(通帳)届出印をお持ちください。

【利用できる金融機関】

大分銀行、豊和銀行、大分県信用組合、大分県農業協同組合、ゆうちょ銀行

+ 税金を滞納すると

税金を滞納すると、本来の税金のほかに「督促手数料」・「延滞金」を納めることになるほか、滞納処分による強制的な税金の徴収を受ける場合があります。滞納処分は法律で定められており、本人の意思にかかわらず執行されます。

+ 滞納処分とは

納税者の公平性を保つため、滞納している人の財産(不動産、預貯金、給与など)の差押え、さらに差し押さえた財産を売却するなどします。

+ 納税相談の実施

納期内に納付が困難な人の相談をお受けします。

+ 夜間・休日における徴収の強化

期間中は、必要に応じ夜間や休日に、税務課職員が戸別訪問や電話等により、納税の指導・催告を行います。

問い合わせ先・税務課(☎0978-62-3131)